

## 事前相談

- 対面や電話等により相談を受ける
- 申請概要等をまとめた文書の提出を受け、例えば、以下のような点について、ヒアリング等で内容を確認する<sup>(注1)(注2)</sup>
  - ・申請予定者の概要
  - ・申請を行おうとする経緯・目的
  - ・業務の内容・方法
  - ・業務体制(業を適確・的確に遂行するに足りる人的構成、社内規則の整備状況等)

(参考)金融商品取引業者及び前払式支払手段発行者(第三者型)の平均的な相談期間<sup>(注3)</sup>

→業態及び申請予定者の状況等によって差異はあるものの、概ね3~4ヶ月程度

## 登録申請

- 登録申請書の提出を受ける
- 例えば、以下のような点について、審査する<sup>(注1)(注2)</sup>
  - ・記載内容確認
  - ・添付書類確認
  - ・登録拒否要件に該当しないかの確認

(参考)金融商品取引業者及び前払式支払手段発行者(第三者型)の平均的な処理期間<sup>(注3)</sup>

→業態及び申請予定者の状況等によって差異はあるものの、概ね1~2ヶ月程度

(注1)一般的なヒアリング・審査内容を記載しているものであり、業態によって、法令等の要件等が異なることから、具体的なヒアリング・審査内容は異なる部分もある。

(※)例えば、少額短期保険業者の場合は、販売予定の保険商品の確認・審査等も行っている。

(注2)登録拒否要件及びそれに係る審査の着眼点等については、各業態の法令、監督指針及びガイドラインを参照(別紙1参照)。なお、事前相談においても、同様の着眼点を元に確認を行っている。

(注3)平均的な相談期間及び処理期間は、過去の一定期間における実績の概ね中央値を記載しているが、申請(予定)者の状況等によって差異があることに留意。なお、上記期間は、登録件数が多い業種のみ例示している。

(参考)上記の相談・申請窓口は、別紙2参照。